

社会福祉法人南幌福社会建設工事等競争入札参加資格審査申請について

この申請手続きは、平成31・32年度に社会福祉法人南幌福社会が発注する建設工事等に係る入札、見積合わせを希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

審査資格の結果、有資格者となりますと平成31年・32年度の競争入札参加資格名簿に登録されます。

なお、資格があるからといって自動的に、又は直ちに発注があることではありませんので、ご留意願います。

資格の有効期間

申請は2年に1回の定期審査のほか、必要に応じて中間の申請を受け付けます。

定期申請の場合の資格の有効期間は翌2年度です。

審査基準日

資格審査の審査基準日は、平成31年1月1日です。

資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- 1) 地方自治法に施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）に規定するものでないこと。
- 2) 政令第167条の4第2項（不正行為をした者等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 3) 暴力団員が事業の運営に関し、又は実質的に経営を支配していること等により、適正な競争を妨げる恐れがあると認められるものでないこと。

資格の種類

※建設工事

土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、造園工事、機械器具設置工事

※設計等

建築設計、土木設計、測量、地質調査、道路・管清掃

資格の種類ごとの要件

建築工事・設計等の別にそれぞれの要件を満たしていることが必要です。

※建設工事

- 1) 審査基準日において、それぞれの資格に対する建設業の許可のうちいずれかを有する建設業者でかつ、その、建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。
- 2) それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る経営規模等評価結果通知書・総合標定値通知書を有しており、かつ、資格審査の審査基準日において、その結果が有効であること。
- 3) 2) 経営規模等評価結果通知書において、それぞれの資格に対し建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算または基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。

(2年平均の経営事項審査を採用した場合)

※設計等

- 1) 基準審査日において、引き続き2年以上その営業を営んでいること。
- 2) 審査基準日の直前1年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

申請受付期間

平成31年1月4日（金）から平成31年1月25日（金）まで

受付時間 9：00～12：00 13：30～15：00（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

※郵送での受付は、行っておりません。

申請受付窓口

社会福祉法人南幌福社会

事務局長 山下 孝二

TEL 011-378-1559

提出書類等

競争入札参加申請に次の書類を提出してください。

- 1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- 2 経営規模等評価結果通知書・総合標定値通知書
- 3 工事経歴書
- 4 技術者名簿
- 5 登記簿謄本 登記事項証明書を含みます
申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
- 6 許可・登録に関する証明書の写し
- 7 印鑑登録証明書 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
- 8 損益計算書
- 9 委任状 権限を委任する場合のみ
申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの
- 10 誓約書 法人独自様式

※ 添付書類の注意事項

社会福祉法人南幌福祉会競争入札参加資格者名簿の公表

本申請に伴い作成される、社会福祉法人南幌福祉会競争入札参加資格者名簿については、公表いたします。

名簿の内容については、資格審査申請書に記載された事項の一部が記載されますので、申請書の記載に当たっては、誤りのないよう十分留意してください。

※社会福祉法人南幌福祉会競争入札参加資格者登録名簿の記載事項

- 1) 申請資格者番号
- 2) 資格者の名称・住所・電話番号
- 3) 希望する資格の種類

変更届等の取扱い

資格の有効期間内に照合又は名称、組織、代表者、所在地等を変更した場合は、競争入札参加資格変更内容を速やかに提出してください。

委任状

平成 年 月 日

社会福祉法人南幌福祉会 様

申請者 住 所

(委任者) 商号(名称)

代 表 者

実印

私は、次の者を代理人と定め、平成31年 4月 1日から平成33年 3月31日までの期間における貴法人から発注される建設、修繕等に関する下記事項について一切の権限を委任します。

受任者 住 所

商号(名称)

職・氏 名

印

記

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 契約代金の請求及び受領に関する事項
- 4 入札及び見積に関する復代理人の選任に関する事項
- 5 その他契約に関する一切の事項

誓約書

社会福祉法人 南幌福社会 様

私は、社会福祉法人南幌福社会が実施する競争入札参加資格申請に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、社会福祉法人南幌福社会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

所在地 〒

商号又は名称
代表者

印

下記に該当する場合、暴力団関係事業者と判断します。

1. 役員等(個人事業者である場合にはその個人、法人である場合にはその役員又は支店、営業所等の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
2. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。